別表十七の二（二）付表一　記載要領

1　この表は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の３（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

2　「連結超過利子個別帰属額の計算」及び「連結超過利子当期発生額に係る個別帰属額の計算」の各欄は、各連結法人が租税特別措置法第68条の89の３第６項に規定する連結超過利子個別帰属額の計算をする場合に記載すること。

3　「連結超過利子個別帰属額（前期の⑼又は別表十七の二(二)付表二「19」）⑸」の欄は、当該連結事業年度の前連結事業年度が令和３年３月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「前期の⑼」とあるのは、「前期の⑾」として記載すること。

4　「調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額の計算」の各欄は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の３第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

5　「対象連結事業年度　⑿」の欄は、当該連結法人の租税特別措置法施行令第39条の113の３第２項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する対象連結事業年度を記載すること。

別表十七の二(二)付表一を削る。

別表十七の二(三)付表二の表中「連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（前期の別表十七の二(三)付表一「11」）」を「連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（前期の別表十七の二(二)付表一「９」）」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の89の３第３項各号（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に掲げる場合又は同条第４項各号に規定する場合に該当する場合に、同条第６項に規定する連結超過利子個別帰属額に係る同条第１項に規定する連結超過利子額が生じた連結事業年度ごとに記載すること。

別表十七の二(三)付表二の記載要領第四号を削り、同第五号を同第四号とし、同第六号を同第五号とし、同第七号を同第六号とし、同表を別表十七の二(二)付表二とする。

別表十七の二(四)及び別表十七の二(四)付表を削る。

別表十七の三(一)の表中「恒久的施設に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高」を「恒久的施設に帰せられる有利子負債その他資金の調達に係る負債の帳簿価額の平均残高」に、「別表十七(二の二)「18」又は別表十七(二の五)「21」」を「別表十七(二の二)「21」」に、「平成31年旧措置法第66条の５の２第11項又は措置法第66条の５の２第10項の適用の有無」を「措置法第66条の５の２第10項の適用の有無」に改め、同表の記載要領第五号中「「恒久的施設に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高　⑽」」を「「恒久的施設に帰せられる有利子負債その他資金の調達に係る負債の帳簿価額の平均残高　⑽」」に改め、同第六号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の５の２第11項（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削る。

別表十八の表及び別表十八の二の表中「（ふりがな）代表者記名押印」を「（ふりがな）代表者」に改める。

別表十八の三の表中「（ふりがな）国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印」を「（ふりがな）国内源泉所得に係る事業等の責任者」に改める。

別表十九の表中「（ふりがな）代表者記名押印」を「（ふりがな）代表者」に、「（ふりがな）国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印」を「（ふりがな）国内源泉所得に係る事業等の責任者」に改め、同表の記載要領第一号中「及び第３号」を削り、同第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とする。